

ることができるのかをあらかじめ承知する必要があるため、都道府県は支援計画策定委員会で決定した市町村への支援メニューをガイドラインとして示すことが適当である。

(6) 地域福祉圏域の設定

地域福祉計画等においては、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等を考慮し、必要に応じて圏域を設定することが望ましい。このため、都道府県は市町村との相談に応じること。

(7) 計画に盛り込むべき事項

- ① 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - ア 市町村に対する支援
 - イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
 - ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報収集及び提供システムの構築

- ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
 - ・ 社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
 - ・ 社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

- ③ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制並びに福祉サービスの供給体制の確立のための基盤整備の促進等
 - ・ 社会福祉法人、非営利組織、民間事業者等への経営指導方策
 - ・ サービスの質の評価等の実施方策
 - ・ 広域的事業及び専門性が高い事業に関する情報提供及び相談体制の確保
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

- ④ その他 その地域で必要と認められる事項

(8) 提出

支援計画は、策定後速やかに厚生労働大臣に提出することとし、国は、これを情報提供の素材とすること。

(9) 公表

支援計画は、適宜の方法で公表すること。なお、支援計画決定に当たって都道府県議会の議を経ることは要しない。但し、議を経ることを妨げるものではないこと。

(10) 実施状況の評価と見直し

都道府県は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要があること。

(11) 他の計画との関係

・ 法定計画との関係

地域福祉支援計画と都道府県が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉支援計画の一部とみなす旨を、地域福祉支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

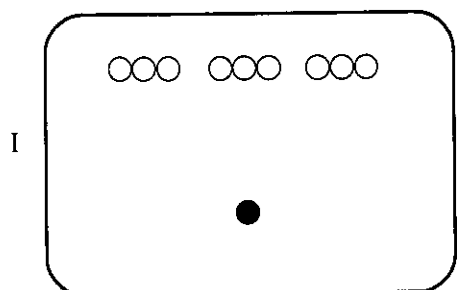
なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されるとすることが適当である。

・ 法定外計画との関係

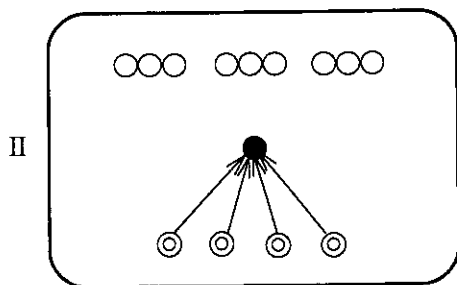
地域福祉支援計画と都道府県が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、地域福祉支援計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉支援計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉支援計画の一部とみなす旨を、地域福祉支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

地域福祉推進と住民参加

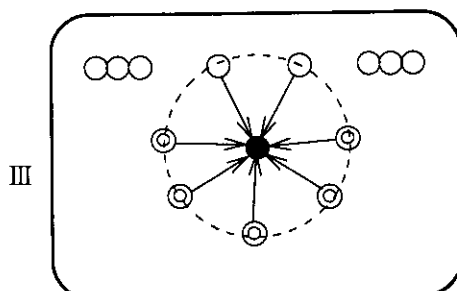
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者以外の地域住民（地域住民） ● 支援を要する地域住民（要支援者） ◎ サービス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 枠内は地域社会を指す。 ・ 点線はネットワークを指す。 ・ 矢印はサービスや相互関係を指す。 |
|--|--|



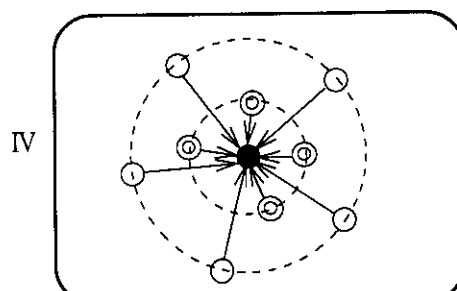
- ・ 要支援者はどんなサービスも受けていない。
- ・ 地域で要支援者は孤立している。



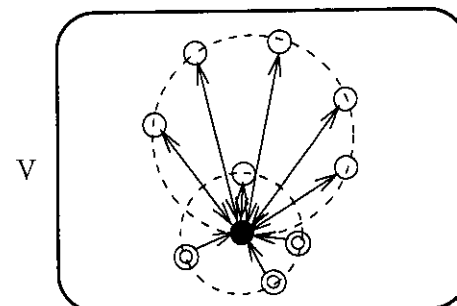
- ・ 要支援者はサービスを受けるが、サービスは個々ばらばらに提供されている。
- ・ 地域で要支援者は、依然として孤立している。



- ・ 要支援者はケアマネジメントされたサービスを受けている。
- ・ 地域住民の一部が民間によるサービス・サポートに参加するようになる。
- ・ しかし、要支援者は地域において「支援すべき特別な存在」である。



- ・ 多くの地域住民が民間によるサービス・サポートに参加するようになる。
- ・ しかし、この場合でも、要支援者が地域において「支援すべき特別な存在」であることに変わりはない。



- ・ 地域住民が要支援者を「支援すべき条件を持つてはいるが、人格は平等・対等である」と意識することによって、要支援者は「特別な存在」ではなく「対等の存在」となる。これがノーマライゼーションの地域社会であり、住民の意識変革が大前提である。住民参加が不可欠とする理由はここにある。
- ・ 要支援者は、地域の他の住民と同格の地域社会の構成員として社会に参画し、自立・自己実現を図る。

地域福祉計画策定手順（策定委員会と住民等との協働関係）

	課 題	市町村レベル		小地域レベル	
		策定委員会の役割	地域福祉推進役の役割	地域福祉推進役による住民等に対する直接的働きかけ	
第一段階 住民等自身による課題の把握	準備段階	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の趣旨の確認と合意 地域福祉推進役の育成 地域の特性と生活課題の概要を把握するための地域社会の各種データの収集と分析 地域のサービス関係機関・団体等の活動状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域における地域福祉推進役の選定 地域福祉計画策定の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の意義の共有 生活課題とサービスの分析結果のわかりやすい解説による、解決活動を起こすための必要性の理解の促し 地域福祉推進の主体は皆、同格のパートナーであることの確認 各々の立場から、各々どのようなことができるかの話し合いと合意 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の意義の住民に対する周知
	手順①	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の自主的協働活動が必要とする生活課題の存在を確かめ、その実態を把握するための各種調査活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 調査活動の企画（目的・実施方法の検討・決定） 地域住民自身による生活課題発見のため、地域住民が調査に参加する方策の検討 調査結果の取りまとめ・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 調査活動の目的と方法を理解 調査結果の策定委員会への報告 小地域における人づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等による交流会・小地域座談会などへの参加や調査活動への参加・協力を求めることにより、住民等の意識の変革を図り、将来の活動に向けての動機づけを実施 こうした活動により、その地域における生活上の課題を自ら発見するよう支援
	手順②	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に、調査の結果明らかになった地域における生活課題を周知し、解決活動への動機づけを行うための広報 教育活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な広報・教育活動の実施方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域における効果的な諸広報・教育活動の企画 	<ul style="list-style-type: none"> 文書 集会 視聴覚 その他 <p>による各種広報・教育活動の実施</p>
	手順③	<ul style="list-style-type: none"> 前の段階で明らかにされ、住民が解決したいと考えようになった生活課題の中から、計画に位置付ける解決活動の課題を決定するよう援助 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置付ける生活課題の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の各種活動の結果を報告し、課題に位置付ける解決活動の課題を策定委員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各種の会合で、地域社会の生活課題について検討するよう働きかけ、また援助し、意見をまとめる
	手順④	<ul style="list-style-type: none"> 取り上げられた課題に関係を持つ人達を選び出し、活動に組み入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 課題別に候補の団体機関・個人を選び出し、また必要な下部組織や、計画と活動のための体制案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進役のメンバーができるだけ役割分担して、計画策定に参加するように働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> 候補に上った団体・機関・個人への公式、非公式の働きかけ。 計画と活動のための活動体制・組織作りを援助
	手順⑤	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の目標の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「何を実現しようとするのか」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等が目的解決のためにそれぞれ何をどのように行うかを働きかける 	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いを重ね、目的の共有を目指す 各種の問題別の組織や機構の会合が定期的にも能率的に関われるよう事務的な処理を進める 討議に必要な資料を提供して、また専門家を招く
手順⑥	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の策定 地域福祉計画評価方法の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に何を、どこが（誰が）、いつまでに、どのようにやるかを定める 計画評価方法の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 上記に加えて、予想される計画策定上の障害や問題点を指摘しつつ、任務分担、時期、その他について討議を行い、解決活動を起こすよう援助 評価方法の周知 	
第二段階 地域福祉計画策定	手順⑦	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施状況の点検 計画の円滑な実施のための方策の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の結果を評価委員会に報告し、必要に応じ、決定あるいは指示を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施上の障害を克服するための具体的な援助の実施 参加団体、機関、個人の協力を維持するよう援助の実施 地域社会に対する活動の意欲を維持、発展させるために実際に行われている活動や残された生活課題について発信・広報、啓発活動の実施
	手順⑧	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の協力活動の体制がどのくらい高まったか、福祉水準がどのくらい高まったかを評価、必要な見直しを提案 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、効果測定のための調査を行い、評価の結果を、地域社会に知らせ、次の活動への動機づけの一助とする 	<ul style="list-style-type: none"> 右欄の調査結果及び全般的な状況について検討がなされ、適切な評価が行われるように援助 	<ul style="list-style-type: none"> 評価のための調査活動への参加・協力を求める
第三段階 地域福祉計画評価委員会	評価・見直し提案				

ご近所や友人で起業 増えるコミュニティビジネス



「仕事に生活を合わせるのではなく、生活に合わせた仕事をしたい」と話す降矢恭子さん

都心のインテリジェントビルに一室を構え、将来は大企業を目指す。こんな思いを掲げる人ばかりが、起業家ではない。身近な生活感から発想し、地域の人や友人が協力して小さな会社をつくるケースが、少しずつ増えている。「コミュニティビジネス」。もうけよりも事業の理念を大切に、地域でお金を回すことができる、という。経済産業省も地域活性化策のひとつとして注目している。

東京都墨田区のJ・R両国

駅前商店街にある居酒屋事務所。実はそこが、「有限会社すみだりバーサイドネット(SRN)」の本社だ。

研究会の仲間9人が310万円を出資し、96年10月、会社を設立した。

「スビカ・麦の穂」は、パン職人の降矢恭子(46)が売った。開業にあたって、夫妻は

協力しあい地域を元気に もうけよりも理念を尊重

もうけよりも理念を尊重

東京都墨田区のJ・R両国駅前商店街にある居酒屋事務所。実はそこが、「有限会社すみだりバーサイドネット(SRN)」の本社だ。

研究会の仲間9人が310万円を出資し、96年10月、会社を設立した。

「私債」を発行して資金を集めた。

SRNは94年、墨田区の中小企業経営者で作る農業種交流グループの研究会から始まった。「このままでは情報化の進展についてい

てもう人材を養成した。約40人の受講生のうち、現在10人が実際の業務に参加している。

必要資金は約1400万円。自己資金は500万円、信用組合から600万円借りたが、500万円は足りない。「手伝える

細内信孝・コミュニティビジネス総研所長に聞く

地域で働きたい 希望の受け皿に

コミュニティビジネスは営利第一ではなく、ボランティアでもない中間の存在。大企業では採算が合わず、行政サービスにもなじまない、きめ細かなニーズにこたえようとする。

吹米ではソーシヤルビジネスなどと呼ばれ、80年代から盛んになっている。当時、米国では大企業から約

コミュニティビジネス
住民主体で取り組む地域密着の小規模な事業。その土地の人や材料などの資源を活用し、地域の活力を増

す。高齢者向けの配食サービスから町おこし事業まで内容はさまざま。経済産業省でも、大規模店の進出で衰退する商店街の再生などで、地域活性化の手法として報告書を出す。

ことがあつたら声をかけて、といつて入れた何人かの友だちの顔が浮かびました」と恭子さん。1口10万円、償還期間は4年、金利5%分は年4回パンで払う私債を思いついた。最終的に35人から50口分が集まった。

資金が集まっただけではなかった。この「債権者」はそのまま店のフアン、敵

注目、99年度に検討委員会を作った。昨年度は外部団体の「産業基盤整備基金」が全国で試みられている事業の調査研究をし、近く報告書を出す。

超高齢時代

205



先週末、東京都内で開かれた地域密着型のコミュニティ・ビジネスを紹介する産業交流展「で、ひびきわたる」で、この一角があった。

二年前、東京・板橋区にオープン、現在首都圏に七店舗を展開する飲食店チェーン「心の居酒屋」の展示コーナーだ。従業員

コミュニティ・ビジネス

奥の平均年齢が六十八歳と高齢なことが、話題を呼んだ。

「コミュニティ・ビジネスとは、今までの地域に根づいていた労働力や技術・経験などを生かして、利益は大きくなくとも、地域の需要を満たして無理なく続けられる小規模の事業活動という。高齢者にとっては、雇用の受け皿であると同時に生きがいにつながる、地域の活性化にもなる」と、注目されている。

「心の居酒屋」のスタッフは七店合わせて百三人。ハローワークを通じて応募した人がほと

んどで、駒込は、政治学者、銀行員、日本舞踊の師匠、板前など様々。飲食店勤めは初めてという人が八割を占めるが、皆それぞれ的人生経験を生かして働いている。店の人気の秘密は、高齢者ゆえに醸し出される温かい雰囲気にあるようだ。

同店の仕掛け人、可知忠和さん(58)は十五年前、経営していた会社が倒産。多額の借金を負って悩んでいた時を振り返る。「立ちあがった居酒屋で、七十五歳の店主の言葉に励まされ、心が和んでいったことが忘れられないのです。そんな経験が下敷き

「おしゃべりも楽しみたい」と右田さん(右)から人自「心の居酒屋」直加店へ

今年六月にオープンした埼玉県草加市の住宅街の店を訪ねた。「よく来たねえ。さあ、お入りなさい」と、店長の右田トヨさん(60)が、家族を迎えるように声をかけてくれた。店のバインキングは、野菜の惣菜やオムレツなど手作り料理が十七種類並び、六百八十円と手ごろだ。年中無休の二十四時間営業で、朝はかき定食、夜は焼き鳥など居酒屋メニューを提供、十七人のスタッフが四十六時間交代

代で働いている。時給七百円。多くの人が自転車通勤だ。

「職場のグチを聞いたり、手荷ての相談にのったり、ふらりと来ておしゃべりする常連さんが多いです。自分自身元気がなくなるし、地域の間関係も広がると、スタッフは生きがいを感じているようです」と右田さん。

一般の居酒屋の若手従業員ならは、入でできる仕事も、地域の高齢者が無理なく働けることを考えれば、三人以上必要になる。そのため、「人件費の負担は売上の高の四割と高く、収支は今のところトントン」(可知さん)だ。

通産省が調査研究

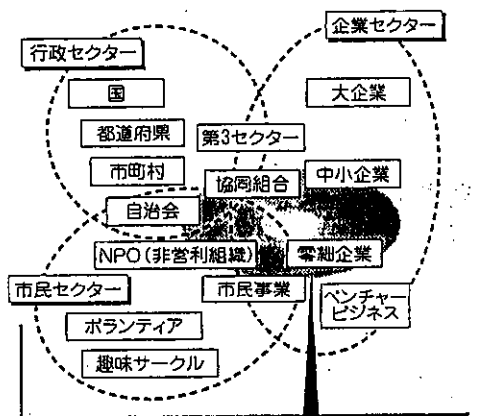
こうしたコミュニティ・ビジネスに関する研究会を設けて調査に乗り出した。また、法政大学や中央大学など、社会人向け公開講座のテーマに取り上げ

解説部 永峰 好美

「超高齢時代」は毎週土曜日に掲載します。

雇用の受け皿 24時間居酒屋

利益より生きがい



新しい「地域おこし」

コミュニティ・ビジネスは、過疎化や高齢化が進む地域社会を、ビジネスを通して元気づける新しい「地域おこし活動」と位置づけることもできる。

一つの事例として、長野県飯田市の上久堅地区が挙げられる。人口約2000人の同地区では、13の集落の自治会ごとに郷づくり構想を作成。構想を具体化し、実際に事業活動に結びつけるため、各集落の住民有志が集まって「ひさかた風土舎」を設立した。「ひさかたブルーベリーワイン」「ひさかた小蒸」「清酒ひさかた」「山ぶくの味(手作りコンニャク)」などの新しい特産品を開発したり、羊毛の紡ぎ工房を運営したり、さらに、大学生や留学生の産学研修を積極的に受け入れて地域外との交流を深めたりしている。その手法を学ぼうと、いま、全国各地から視察が相次いでいる。

「コミュニティ・ビジネスに詳しい細内信孝・多摩大学講師は、「高齢者のほかに子育て中の主婦や障害者など、従来の雇用市場では効果性の面からほじがれてきた人たち」が、コミュニティ・ビジネスは働く機会を提供する。職住接近型の働き方が見直され、地域社会の再生にもつながるのでは」とみる。

可知さんによると、高齢者が地域社会のつながりを持ちながら、いつまでも元気であらわれるような仕組みづくりを模索中だ。経営者や大学教授らと、非営利組織の「高齢者社会貢献促進事業団」を設立、アイデアを練っている。「高齢者向けの商品売り場や総菜調理コーナー、それに友達との飲み会空間を併設した『心のコンビニエンスストア』を、高齢者だけで運営するのはどうか。小さなビジネスに潜んだ大きな可能性に夢を託している。

エコマネー拡大中

我が街だけのお金 サービス買えます

特定の地域だけで流通する通貨「エコマネー」の試みが、全国に広がっている。導入を検討中のあるところも含めると三十カ所以上あり、年内には五十カ所ほど迫る勢いだ。「テレビゲーム指導」や「話し相手」など、本来流通しない情報やサービスに価値をつけ購買し合うことにより、住民同士の交流を図ることも、地域経済の活性化も図る。「物まのソフト」を重視する試みは、大量生産・消費社会への反省とも響く。(岡崎 明子)

「できること」を住民同士で売買

「エコマネーは、ある地域内、特定の分野だけで流通するお金です」
 第一回エコマネー語りベ
 育成講座」が開かれた。エ
 コマネー導入を検討してい
 る地方自治体の関係者も
 参加して、エコマネー
 「クリン」の実験が行われ
 ている。



買い物代行10回持ち、10000円をもらった花田節子さん(左)と北海道栗山町で

買い物代行、育児相談…近所づきあいも復活

「エコマネーは、ある地域内、特定の分野だけで流通するお金です」
 第一回エコマネー語りベ
 育成講座」が開かれた。エ
 コマネー導入を検討してい
 る地方自治体の関係者も
 参加して、エコマネー
 「クリン」の実験が行われ
 ている。

主なエコマネー導入・検討地域 (エコマネー・ネットワークまとめ)

地域	目的	通貨単位
北海道栗山町	介護・福祉	クリン
東京都多摩ニュータウン	コミュニティづくり	COMO
長野県駒ヶ根市	まちづくり	ずらー
富山県高岡市	市街地活性化	ドラー
富山市	高齢者福祉	きときと
滋賀県草津市	NPO連携	おうみ
兵庫県宝塚市	まちづくり	ZUKA
広島県東広島市	NPO連携	カントリー
高知市	商店街活性化	エンバサ

地域経済の活性化へも一役

「エコマネーはエコロジー(環境)、エコミー(経済)、コミュニティ(地域)を合わせた日本生
 産の通貨で、通産省関東
 道産局の加藤政務総務企画
 部長が、個人の立場で三年
 前から推進している。

「エコマネーは地域のつな
 がりやサイクルに貢献す
 るだけでなく、地域経済の
 活性化にも役立っている
 という。

「エコマネーはエコロジー(環境)、エコミー(経済)、コミュニティ(地域)を合わせた日本生産の通貨で、通産省関東道産局の加藤政務総務企画部長が、個人の立場で三年前から推進している。

「貨物経済では、荷
 田で買ったアイスクリーム
 がまずくても我慢するしか
 ない。でも初めから値段を
 つけず、おいしかったら三
 百円、まずかったら五十円
 という風に「使用価値」を
 評価するのがエコマネー。
 評価するのがエコマネー。
 物より情報やサービスをい
 かに持っているかが豊かさ
 の指標となる、新しいタイ
 プのお金です」と話す。

草津市のエコマネー「おらみ」の実践例

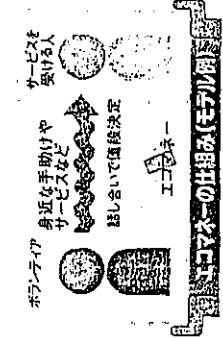
1おらみ=100円相当

- ★おふき = 2おらみ
- ★コーヒー一杯 = 2おらみ
- ★パソコンの使い方を教える = 10おらみ
- ★トイレ掃除 = 4おらみ
- ★子供用ベッドを譲る = 5おらみ
- ★子供の乗手のコンサートチケット = 50おらみ
- ★子どもの音楽教室のレッスン料 = 1か月60おらみ

★草津市エコマネー交換センターの受付窓口業務 = 5おらみ

ボランティア

イア活動にお礼



■「おらみ」■

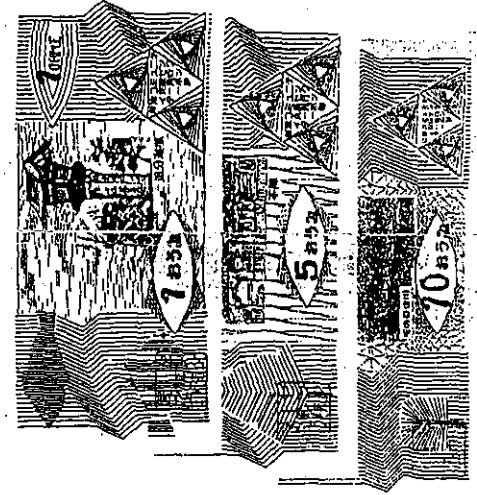
「おらみ」は、草津市エコマネー交換センターが中心となり、市民の協力を得て実施されている。おらみは、市民の協力を得て実施されている。おらみは、市民の協力を得て実施されている。

生活者密着『温かいお金』 介護環境：各地で広がる

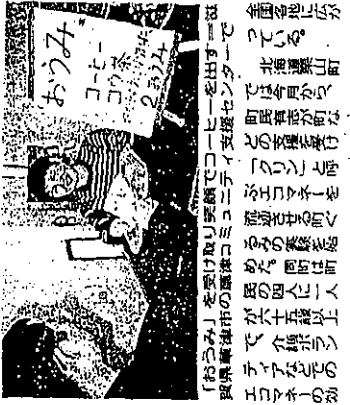
介護現場に密着した「おらみ」は、生活者密着の「温かいお金」として、各地で広がっている。おらみは、生活者密着の「温かいお金」として、各地で広がっている。

エコマネー 交え合いの通貨

加藤文(通称)が提唱
「エコマネー」とは、市民が自主的に通貨を発行し、社会を活性化させるための手段として、草津市で導入された。おらみは、市民の協力を得て実施されている。



エコマネーの取り組みは、市民の協力を得て実施されている。おらみは、市民の協力を得て実施されている。



「おらみ」は、市民の協力を得て実施されている。おらみは、市民の協力を得て実施されている。

「エコマネー」とは、市民の協力を得て実施されている。おらみは、市民の協力を得て実施されている。

地域通貨「エコマネー」運動

エコマネーは、市民の協力を得て実施されている。おらみは、市民の協力を得て実施されている。